

青森県報

第四百八十七号

令和四年
七月二十日
(水曜日)

目次

告 示

- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定…………… (環境保全課) …… 一
- 右 同…………… (同) …… 一
- クリーニング師試験の施行…………… (保健衛生課) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出… (障害福祉課) …… 二
- 道路の区域の変更…………… (道路課) …… 二

告 示

青森県告示第四百十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
川内一般廃棄物 最終処分場指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年三六一の一部）	むつ市川内町家ノ上一〇三の

区域

政令第三百号）第十三条の二第一号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第十一項において読み替えて準用する同法第九条第五項の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場）

青森県告示第四百二十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
脇野沢一般廃棄物最終処分場指定区域	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第十一項において読み替えて準用する同法第九条第五項の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場）	むつ市脇野沢辰内二六の一七の一部、二六の四三の一部

青森県告示第四百二十一号

令和四年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法

施行細則（昭和四十五年一月青森県規則第一号）第四条第一項の規定により告示する。

令和四年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 令和四年十一月三日（木・祝）

2 場所 青森市大字戸山字宮崎二二の二

青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室

二 受験願書受付期間

令和四年九月二日（金）から同月十五日（木）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）、青森市保健所、八戸市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配付する。

青森県告示第四百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和四年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分名	所在地	変更年月日
	協立訪問看護ステーション		青森市東大野二丁目三の七	令和 四・七・一
	〇		青森市問屋町一丁目一五の一	

青森県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年八月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の区間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後				
1	国道	四五四号	三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽国有林第五九九林班ハ小班から 三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽国有林第五九九林班ハ小班まで	三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽国有林第五九九林班ハ小班 四九・〇〇メートルまで	後	一〇一・七〇メートルから 三五・七〇メートルまで	二一・六〇メートル	

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青森県		（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行		定価 小口一枚二付十五円	